

スモン調査研究協議会規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会はスモン調査研究協議会と称する。

第 2 条 本会は事務所を国立予防衛生研究所におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会はスモンの病因及び治療に関する各種研究を行ない、スモンの有効な予防法の発見ならひに治療法の改善を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. スモンの病因究明に関する研究
2. スモンの治療法の改善に関する研究
3. 上記各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するため必要な事項

第 3 章 役員、顧問および書記

第 5 条 本会に下記の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 幹 事 若干名
3. 監 事 2 名以内

第 6 条 監事は、幹事の3分の2以上の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 会長は、幹事会において選任する。

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

第 8 条 幹事は、幹事会を組織し、会務を執行する。

第 9 条 監事は、財務を監査する。

第 10 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は、他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行なうものとする。

第 11 条 本会は、必要に応じ顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、幹事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項につき会長の諮問に応ずる。

第 12 条 本会に事務局を設け、書記若干名をおくことができる。

- 2 書記は、会長が任免する。

第 4 章 研究班

第 1 3 条 第 4 条に掲げる事業を行なうため、研究班若干をおく。

第 1 4 条 各研究班は班員若干名により構成し、班員は幹事会の推薦により会長が委嘱する。

第 1 5 条 各研究班に班長 1 名をおく。

2 班長は、各研究班に属する班員であって会長が幹事のなかから指名する。

第 1 6 条 研究班の運用について、必要な事項は各班において定めるところによる。

第 5 章 会 議

第 1 7 条 会議は、幹事会班会議および総会とする。

第 1 8 条 幹事会は、会長が必要に応じてこれを招集し、本会の重要事項を協議する。ただし、緊急又は軽易の事項については、会長の承認を得て幹事会において処理することができる。

2 幹事会の議長は、会長若しくは会長があらかじめ指名した者とする。

3 幹事会は、幹事の半数以上出席しなければ開くことができない。

4 班会議は必要に応じ班長が招集する。

第 1 9 条 総会は、会長が少なくとも年 1 回招集し、本会の事業について一般的事項を協議する。

2 総会の議長は、会長とする。

第 6 章 資産及び会計

第 2 0 条 本会の資産は、下記に掲げるものからなる。

1. 寄附金品、助成金、補助金および委託研究金
2. 資金から生ずる収入
3. その他の収入

第 2 1 条 本会の資産は会長が管理し、保管するものとする。

第 2 2 条 本会の経費は、資産をもって支出する。

第 2 3 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

第 2 4 条 本会の予算は、毎年幹事会の議決を経て、これを定め、決算は監事の監査を経て幹事会の認定を付さなければならない。

第 7 章 規約の変更と解散

第 2 5 条 本会の規約は、幹事会の議決を経なければ変更することができない。

第 2 6 条 本会の解散及び解散したときに存する残余の財産の処分は、幹事会の議決を経なければならない。

第 8 章 補 則

第 27 条 本会の会務の執行について、必要な細則は、幹事会の議決を経て別に定める。

第 28 条 本会の設立当初の幹事、事業計画及び予算は、設立発起人会において定める。

第 29 条 この規約は、昭和 44 年 9 月 2 日から効力を生ずる。但し、役員任期は第 10 条の規定にかかわらず昭和 46 年 3 月 31 日までとする。

付-2

会 議 開 催 状 況

昭和 44 年	5 月 16 日	厚生省特別研究スモン 研究班会議	東京都	研究班設立経過、研究方針について
昭和 44 年	9 月 2 日	総 会	岡山市	研究班の拡大調査研究協議会発足について
昭和 44 年	10 月 8 日	班 長 会 議	東京都	研究方針について
	"	病原班会議	"	研究経過、研究方針について
昭和 44 年	10 月 9 日	病理班会議	"	"
	"	10 月 11 日 臨床班会議	"	"
	"	10 月 18 日 疫学班会議	"	"
	"	10 月 27 日 幹 事 会	"	研究調整、研究費の配分について
昭和 45 年	1 月 30 日	"	"	45 年度研究費申請、研究方針について
	"	2 月 14 日 臨床班会議	"	研究経過及び研究方針について
	"	2 月 16 日 病原班会議	"	"
	"	3 月 19 日~20 日 幹 事 会 総 会 病理班会議 疫学班会議	"	各班研究経過報告、45 年度研究方針について

スモン調査研究協議会名簿 (昭和44年度)

◎会長 ○班長 △幹事 □監事

勤 務 先

氏 名	名 称	職 名	所 在 地
疫 学 班			
青 木 国 雄	愛知県がんセンター研究所疫学部	部 長	名古屋市千種区田代町鹿子殿81-1
大 平 昌 彦	岡山大学医学部衛生学教室	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
緒 方 正 名	岡山大学医学部公衆衛生学教室	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
児 玉 栄一郎	秋田県衛生科学研究所	所 長	秋田市千秋明徳町1-40
○△重 松 逸 造	国立公衆衛生院疫学部	部 長	東京都港区白金台4-6-1
病 理 班			
青 山 友 三	東大医科学研究所病理学研究部	助教授	東京都港区白金台4-6-1
○△江 頭 靖 之	国立予防衛生研究所病理部	部 長	東京都品川区上大崎2-10-35
太 田 邦 夫	東大医学部病理学教室	教 授	東京都文京区本郷7-3-1
小 川 勝 士	岡山大学医学部病理学教室	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
小 宅 洋	新潟大学脳研究所神経病理学教室	教 授	新潟市旭町通1
斎 藤 守	東大医科学研究所癌体質学研究部	教 授	東京都港区白金台4-6-1
△ 白 木 博 次	東大医学部脳研究所病理部	教 授	東京都文京区本郷7-3-1
妹 尾 左知丸	岡山大学医学部病理学教室	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
武 内 忠 男	熊本大学医学部病理学教室	教 授	熊本市本荘2-2-1
松 山 春 郎	脳性麻痺研究所病理部	部 長	東京都北多摩郡村山町中藤3260
米 沢 猛	京都府立医科大学病理学教室	助教授	京都市上京区河原町広小路
病 原 班			
飯 田 広 夫	北海道立衛生研究所	副所長	札幌市南2条西15丁目
池 田 良 雄	国立衛生試験所毒性部	部 長	東京都世田谷区上用賀1-18-1
石 田 名 香 雄	東北大学医学部細菌学教室	教 授	仙台市星陵町2-1
◎◎甲 野 礼 作	国立予防衛生研究所ウイルス中央検査部	部 長	東京都北多摩郡村山町中藤3260
新 宮 正 久	久留米大学医学部微生物学教室	助教授	久留米市旭町67
△ 多ヶ谷 勇	国立予防衛生研究所腸内ウイルス部	部 長	東京都北多摩郡村山町中藤3260
俵 寿太郎	岡山大学医学部微生物学教室	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
△ 中 谷 林 太 郎	国立公衆衛生院衛生微生物学部	部 長	東京都港区白金台4-6-1
松 橋 直	東大医科学研究所アレルギー部	教 授	東京都港区白金台4-6-1

勤 務 先

氏 名	名 所	職 名	所 在 地
臨 床 班			
右 京 成 夫	京都大学医学部第1内科	助 手	京都市左京区聖護院川原町53
大 藤 真	岡山大学医学部第3内科	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
奥 田 観 士	岡山大学医学部眼科	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
□ 楠 井 賢 造	和歌山市立城南病院	院 長	和歌山市真砂町2-14
黒 岩 義五郎	九州大学医学部脳神経病研究所 神経内科	教 授	福岡市堅粕1276
小 坂 淳 夫	岡山大学医学部第1内科	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
越 島 新三郎	国立東京第一病院神経科	医 長	東京都新宿区戸山町1
鹿 野 信 一	東大医学部眼科学教室	教 授	東京都文京区本郷7-3-1
杉 山 尚	東北大学医学部温泉医学研究施設 鳴子分院内科	教 授	玉造郡鳴子町新屋敷67-1
祖父江 逸 郎	名古屋大学医学部第1内科	助教授	名古屋市昭和区鶴舞町65
高 崎 浩	三重県立大学医学部附属病院	教 授	津市栄町1-96
傍 忠 雄	新潟大学脳研究所神経内科	教 授	新潟市旭町通1
○△豊 倉 康 夫	東大医学部脳研究所神経内科	教 授	東京都文京区本郷7-3-1
早 瀬 正 二	岐阜大学医学部附属病院内科学 第2教室	教 授	岐阜市司町40
△ 平 木 潔	岡山大学医学部 平木内科	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
藤 原 哲 司	京都大学医学部附属病院第3内科	助 手	京都市左京区聖護院川原町53
森 永 寛	岡山大学温泉研究部	教 授	鳥取県東伯郡三朝山田827
奥 村 二 吉	岡山大学医学部精神神経科	教 授	岡山市鹿田町2-5-1
山 本 道 夫	岡山大学医学部放射線科	教 授	岡山市鹿田町2-5-1